



令和2年9月20日発行

障難協

3月20日・6月20日・9月20日・12月20日発行 1部 50円

発行人
一般社団法人
埼玉県障害難病団体協議会
鍛冶屋 勇

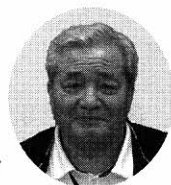
編集人・代表理事 鍛冶屋 勇
〒330-8522
さいたま市浦和区大原3丁目10-1
県障害者交流センター内
電話・FAX 048-831-8005

第126号

新体制にかける思い

**差別をなくし、共に手を取り合って暮らす
社会の実現にむけて**

代表理事 鍛冶屋 勇



この度、前期に引き続き2期目の代表理事に就任させていただくことになりました。これまでの2年間は、事務局運営での情報共有化を第一に掲げてまいりましたが、今期は加盟団体（患者会）との連携・協働を強化し「難病対策地域協議会」等にも、積極的に関わっていきたいと思いますので会員の皆さまの一層のお力添えをお願いいたします。

当協議会は、1973年（S48）2月に「埼玉県障害難病団体協議会」として発足して、1979年（S54）4月に社団法人として認可を受け、2015年（H27）2月に「一般社団法人 埼玉県障害難病団体協議会」《社団法人から一般社団法人》となり、現在、20の患者会で協議会を構成しております。

2020年9月1日現在、指定難病が333疾病、障害者総合支援法の対象難病が361疾病になっています。2013年（H25）に施行され

た「障害者総合支援法」も8年目になりますが、未だに難病に対する普及啓発が不十分なこと等により国民の理解が必ずしも十分でないこと、難病患者の長期にわたる療養と社会生活を支える総合的な対策が不十分であることなど様々な課題が指摘されております。また、難病患者の就労問題につきましては、思ったような成果が出ていません。

新型コロナ禍の現在、就労機会については一層厳しい状況が続くのではと危惧しています。しかしながら「ノーマライゼーション」の理念を信じて、障害（難病）を理由とする差別をなくし、ある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことの出来る社会の実現に事務局・役員一丸となって尽力させていただきます。どうか皆様方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年度の理事・監事からご挨拶

副代表理事 田村 彰之助



今年度の5月総会で、副代表理事に再任させて頂きました田村彰之助です。

私は、網膜色素変性症で1級視覚障害者でもあり白杖携行で活動しております。近年、視力低下がかなり進行しており、何かと行き届かない点もあると思います。コロナ禍が収束しない時期にあり、今後の障難協運営が難しさもありますが、可能な限り頑張ります。皆様のご協力よろしくお願い致します。

副代表理事 中村 正春

総会にて、理事に就任いたしました。

現在、公益社団法人日本てんかん協会埼玉県支部の事務局次長を引き受けております。今迄の経験を活かして微力ながら誠心誠意努力し精進いたします。皆様方のお力添えを宜しくお願い申し上げます。



理事 神永 芳子



今年28才になる長女（心臓病）が3才のとき、初めて参加したサマーキャンプで、森田さん（元代表）、佐藤さん（前代表）にお会いして、病児の親としての心構えをお教えたいただきました。以来、埼玉県心臓病の子どもを守る会の活動に加わり、事務局、会長、副会長をつとめてまいりました。障難協の理事としては10年ほどですが、平成17年から始まった小児慢性疾病児童等ピアカウンセリング事業には、病児の親の会として当初か

ら協力を求められ、15年間かかわってきました。

50年前には、救うことができなかった重症の病児たちも、医療の進歩により成人後も病気を抱えながら生きていく時代になりました。そうした子どもたちの未来を明るくするためのお手伝いを微力ながら続けていきたいと思います。

加盟団体の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

理事 金杉 和秋

一般社団法人埼玉県筋ジストロフィー協会の代表理事を務めています、金杉和秋です。



さいたま市大宮区に在住しております。

筋ジストロフィー協会といえば河端静子氏といわれてきておりましたが、昨年5月開催の当協会総会において河端静子氏は退任なされ、私が代表理事に就任致しました。

当協会の概要は次のようになります。正会員は115名です。年々減少傾向にあります。協会事務所は蓮田市内にあります、独立行政法人国立病院機構東埼玉病院の敷地をお借りしています。

主な事業としては生活介護事業所の運営、鉛筆販売事業があります。いずれの事業もコロナの影響で厳しい状況にあります。

このような状況ではありますが、一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会の理事として、皆様のご協力を得ながら、協会事業の円滑な推進に努めてまいりたいと思います。

よろしくお願い致します。

理事 小山 潤子

このたび、理事に就任させていただきます小山です。リウマチ歴16年です。現在リウマチ友の会埼玉支部に入っておりますが、リウマチと障難協の関係は深くご縁があり障難協の事務局で現在週2～3日勤務しております。

46年の歴史をもつ障難協の会員相互の親睦と、協調を第一に積極的に楽しく参加していただき、魅力ある障難協とし、活性化することの一助になりたいと思っています。

まだまだ若輩者でございます。皆様のご助言、ご協力をあおぎ、更なる発展に微力ながらも貢献できるよう努力します。どうぞよろしくお願い致します。

理事 印出 かつ子

私は、助産師業務の後半に難病発症し、母子から活力を頂きながら7年間病氣と戦い退職しました。前途が不安になり、パーキンソン病友の



会に入会しました。第2の人生を難病と生きようと努力で進行を遅らせる挑戦を試みましたが、時期が来ると必ず進行している自分の姿を見て、パーキンソン病の怖さを我が身で感じながら、悩んでいると仲間に助けられて、社会生活も多くの方に助けられて生活している自分が、障難協という大きな組織団体に入り、何が出来るのかと不安になります。

反面、人間として生命の尊厳の大切さを何よりも社会に求められる組織活動をしている団体と共に動ける存在にいる自分が、今までとこれからの人生に、社会の繋がりを感じています。

使命感とはいきませんが、自分の動けるうちに動かないと、障害難病患者の人々が前途に希望を持ち、明るく、笑顔を絶やさず生活が送れるよう医療福祉に協力していきたいと思っています。

監事 福田 守

私の所属する、公益社団法人日本てんかん協会(別名:波の会)は、1973(昭和48)年に設立されました。てんかんに対する社会的理解の促進などを目的に、全国的な運動を展開しています。てんかん協会埼玉県支部の設立は、1984(昭和59)年4月です。当支部も、てんかんに対する正しい知識の理解促進、てんかんに悩む人たちの社会援護活動等を目的に活動をしています。講演会などの行事の他、毎月1回機関誌“波”の発送作業をしつつ、仲間と会える場を設けています。

私自身は協会の活動には支部設立の頃から参加するようになりました。そして、世話人として支部運営に関わっています。障難協のとの関わりは最初障難協主催の行事に参加させてもらう程度でしたが、一昨年監事として障難協の活動に関わるようになりました。任期が切れましたので今期も引き続きお引き受けすることとしました。当事者の立場で参加しています。どうぞよろしくお願い致します。

監事 見増 桃子

生まれた場所は、東京都東村山市です。父が転勤族でしたので、大阪府豊中市、東京都杉並区、福岡市、福岡県宗像市と引っ越し、夫もまた転勤族でしたので、名古屋市、青森市、船橋市、東京都北区、板橋区、さいたま市と転居してきました。行く先々でその近辺を旅行しました。今は、埼玉県のおちこちに出かけて美しい景色を写真に撮っています。街も山も田園もある埼玉県は魅力的な場所がたくさんありますね。



40才代はじめに関節リウマチを発症し、今年で27年になります。埼玉に来てからリウマチ友の会と関わるようになり、障難協の皆様とお会いすることができました。微力ではございますが、ご縁を大切にお手伝いさせて頂きたいと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和3年度県予算に対する要望書と説明会報告

加盟団体から提出された要望を理事会にてまとめあげ、障難協としての要望書を作成して、8月初旬に県福祉部に提出いたしました。

1. 要望書

1. 難病対策の推進について

- ①障害者総合支援法が施行されて8年目になりますが、指定難病受給者証がないと福祉サービスを受けられないと思っている難病当事者や支援者がいまだに存在します。すべての難病患者に、福祉サービスが受けられることを周知する仕組みを考えてください。(医療機関や行政機関でのポスター等や、広報誌を利用した周知等)
- ②難病対策の推進には、軽症者を含めて難病患者全体のデータ把握が必要と考えます。軽症者の情報には、難病の治療に重要な早期発見、早期治療のための情報が多く含まれています。しかし、軽症者は医療費助成の対象外となるため申請を行わない事例が生じているため、県としても国へ働きかけ、難病患者の情報の把握を一層進めてください。
- ③指定難病にも障害者総合支援法の対象にもなっていない疾病の当事者は、制度の狭間で福祉サービス支援が受けられていないだけでなく、医療機関、行政等でも、指定難病でないということで、客観的診断基準のない不確実な病気として差別的に扱われています。国の基本方針では、指定難病以外の難病も難病相談支援センターの対象となっていますが、埼玉県として具体的な緊急措置を執っていただきたい。また、県からも国へ働きかけてください。
- ④重度心身障害者医療費助成制度は、生活を安定させ体調の維持には欠かせない制度です。働くことができる患者にとっては、所得制限が大きな障壁となるので限度額を変更するなどの見直しを検討してください。
- ⑤県立病院の独立行政法人化において、救急医療や小児医療など医療の質が担保できるように、今後必要な政策的医療に関しては引き続き財政的な支援をおこなってください。
- ⑥県立小児医療センターは、高度医療の提供はもとより、様々な疾患をもつ病児とその家族

を支えるための取り組みとして、患者会や関係団体の活動を支援してください。

- ⑦胎児診断で心臓病がわかった妊婦さんへのサポートなどを含め、周産期医療の体制整備を進め、出産後も安心して子育てできるように支援してください。
- ⑧難病医療費助成の申請（更新）手続きの簡素化を図ってください。(マイナンバーで所得確認ができるシステム化など) また、臨床個人調査表の記載に当たっては、「直近6ヶ月で最も悪い時」の状況が反映できるよう、医療者側へ周知徹底をしてください。
- ⑨近年、患者団体の相談窓口も、面談・電話だけでなくインターネットを活用したWEB会議・WEB面談と多様化しています。今後、これらの普及促進を図るため研修会の開催と必要な設備機器の購入支援をお願いします。
- ⑩難病対策についての統計資料等は、さいたま市の資料(情報)も包含した資料を作成して、埼玉県一体と情報共有をしてください。
- ⑪毎年恒例の「障害者週間」記念のつどいで、難病患者も障害者枠に入っていることを念頭に入れ、難病の理解を進めるための情報発信を行ってください。
- ⑫県内に設置される「難病対策地域協議会」の委員に難病当事者が参画できるよう、積極的に市町村を指導してください。
- ⑬難病患者が解雇や給料の未払い等、雇用上で不利な扱いをされることのないよう、また、休暇や自宅待機がとりやすいように制度運用を行うよう、企業等に働きかけてください。

2. 難病者の就労について

- ①難病相談支援センターの就労支援拡充を目指して、県の予算で就労支援員を配置してください。難病患者就職サポーターは、国の労働局管轄で県ではありません。
- ②各市町村における障害者就労支援センター等は、長年、障害者の就労支援をしてきていますが、「難病患者の就労支援」については、

知識や経験がと乏しいために自信を持って対応出来ていないという声が上がっています。適切な就労支援を進めることができるように難病に関する情報提供や研修等の機会を拡大してください。

- ③障害者就労支援事業の対象者の中には、障害者手帳を所持しない難病者も含まれることを明確に示して、事業者・支援者ともに周知してください。
- ④障害者手帳を持たない難病患者は、埼玉県職員の「障害者枠募集」の対象になっていません。難病患者も「障害者枠募集」に含めるよう、埼玉県の独自施策として具体化してください。
- ⑤視聴覚障害者も職務分担などを制度化することにより、就労環境を整備して雇用機会の促進を図ってください。
- ⑥埼玉県障害者雇用総合サポートセンターが企業向けに、「難病のある方の就労支援について」の情報の発信を始めていますが、今後も難病に関する情報配信の充実を図るとともに、さらに企業と直接意見交換や質疑応答等ができる双方向の機会を設けてください。

3. 難病医療体制について

- ①パーキンソン病で障害者手帳 3 級を取得する審査のハードルが高すぎるので、これを緩和してほしい。例えば、若年性パーキンソン病の場合、病歴 20 年以上といったこと等を考慮してほしい。大量の薬を飲んで、昼間、杖をついてやっと歩いている患者に 100m 歩けるからといって「3 級」がもらえないのが現状です。
- ②介護保険の認定時に、リウマチの特性である関節の痛みや倦怠感、日内変動（午前中は動きづらい人が多い）が、反映されていないのが現状です。また、移動の際の支援を考慮するようにお願いします。
- ③埼玉県内において、心臓病など慢性疾患をもつ患者の小児期から成人期への移行期医療の体制整備を早急に進めてください。その際、移行期医療支援センターの機能をさらに充実させ、埼玉県内全域を対象に支援していけるように地域の病院との連携を図ってください。

4. 難病者の福祉について

- ①パーキングパーミット制度の導入を進めてください。

②医療講演会等で、大宮ソニックシティを利用する時、駐車料金無料券を障害者手帳所持者だけでなく、指定難病医療受給者証の所持者にも適用してもらうように働きかけてください。

③講演会などで、県内の公共施設を利用する際の駐車料金割引の適用を、障害者手帳所持者と同様に難病受給者証でも認めてください。また、施設内では Wi-Fi 設備を全室で利用できるよう早急な対策をお願いします。

④慢性疾病児童地域支援協議会において、病児の将来的な自立につながる取り組みを検討してください。その際、患者本人や家族からの意見も十分に取り入れてください。

⑤特別児童扶養手当について、小学校入学後、年齢が上がったこと、体調が変わらないことを理由に却下されることがないようにしてください。

⑥特別児童扶養手当を知らずに申請できていない人たちがいます。制度の申請を妨げることがないように、行政窓口や埼玉県立小児医療センターではパンフレットを配布するなど周知徹底をおこなってください。

5. 難病や障害をもつ子どもの教育について

①病児が保育園や幼稚園へ入園する際には、支援員や看護師の増員をはかり受入れを促進してください。また、在宅酸素療法をしていることを理由に子どもの受入れを断わることがないようにしてください。

②見た目ではわからない心臓病等内部障害をもつ子どもの理解促進のために、小中学校教職員への研修の機会を増やしてください。とくに初任者、特別支援コーディネーター、養護教諭の研修では必須の研修としてください。

③小中学校における病児の保護者の付き添いについては、学校側の都合を優先することがないように指導してください。とくに、在宅酸素療法をしている児童生徒の保護者への過重な負担は見直してください。

④病気や障害を持つ子どもが高等学校に進学する際、その子どもに必要な合理的な配慮をおこなってください。

- ・入学試験における合理的な配慮（体調や障害に応じた特定な配慮）
- ・県立高校に病弱支援級の設置や通級制度の策定（病院や家庭で治療中の生徒の教育の保障）

6. 新型コロナウイルス禍（With コロナ）での要望

- ①人工呼吸器使用患者などの衛生管理に問題が生じないように、たん吸引に必要な消毒液やアルコール綿などを優先して配布し、患者が必要数を確保できるようにしてください。また、インターフェロンや免疫グロブリン製剤などを自己注射している患者にも、同様に必要な消毒液やアルコール綿などを優先して配布してください。
 - ②免疫抑制剤を使用している難病患者への、正しい対処法の知識の普及と必要な対策を行ってください。特に、マスクや消毒液を優先して配布し、患者が必要数を確保できるようにしてください。
 - ③難病患者が通院する医療機関等において、特に採血や待合場所など人の集まりやすいところで感染がおこらないよう、万全の措置をとってください。
 - ・献血に協力する人数の減少などで、IVIg治療に必要な血液製剤が不足することのないようにしてください。
 - ・急な発症や再発、定期的な入院治療を行っている難病患者のため、病床を確保し、安心して入院治療ができるようにしてください。
 - ・定期的な通院等を軽減するための電話等による診察や処方箋の発行を推進してください。
 - ④新型コロナウイルス感染症の予防のため、欠席せざるを得ない慢性疾患児が在宅でも学習が続けられるようにオンライン学習などの環境整備を至急検討してください。
 - ⑤コロナ禍における基礎疾患児の教育の機会の保護
 - ・文部省が既に通知している、「基礎疾患のある子どもの登校自粛を公休扱いにすることについて」改めて、学校に周知徹底をお願いします。
 - ・公休扱い対象児（基礎疾患児）だけでなく、きょうだいにも認めて下さい。（家族が持ち帰ることのリスクを軽減するためです。）
- ※上記により、各家庭の判断で休みやすい環境を作ると同時に、教育の機会・友人との交流による情緒面の育成が損なわれないように、オンラインでの双方向授業環境の整備をお願いします。
- ⑥県内の新型コロナウイルス感染症の後遺症について早急に実態調査を行い、新型コロナウ

イルス感染症後遺症外来の設置を進め、さらに後遺症に苦しむ人達へ経済的な支援を行うなど積極的に対処してください。

- ⑦難病患者が優先的にPCR検査を受けやすいようにしてください。

2. 説明会の報告



9月7日(月)13:30～16:30 県庁において、要望に対する県の説明会が開催されました。当会から13名が出席しました。

まず、福祉部、医療部各課の主事・主査クラスの20名以上の出席で、毎年説明会を設け長時間の労力を割いて頂いておることに感謝いたします。会員の皆様は、団体として集まっていることの存在意義がここにもあることを再認識願います。前記2つと会員以外の患者の代弁を合わせ、全加盟団体から熟考した要望と多数の出席を今後お願いします。

難病法など制度の明文化と福祉の相当な実現、施策の多様化、地方移行に伴い、要望内容がより細部に、通信技術手段に移行するなどの傾向となりました。①指定難病以外や軽症者への福祉サービスの周知とサービスの拡大、②難病者就労の具現化、特に今回は感染症対策に絡んだ③難病児童の登校自粛とオンライン授業の享受、④遠隔診療の促進、病院治療の不安など県回答の主な内容は、次のとおりです。

- 1-① 不認定証明書の意味するところを患者と医師にさらに周知させる。
- 1-②③ 軽症者を含め難病対策5年毎に見直しをすることとなっているが検討会が今年はコロナで中断した。
- 1-④ 重度医療助成制度の所得制限は、39県が家族を含めた所得制限364万だが、埼玉は本人所得のみを対象、さらに自己

負担無しとして先進的である。

- 1-⑤ 高度医療、救急医療、小児医療機関は地方公営企業法で県が経費負担しており、独法化後も地方独立行政法人法により同程度負担予定。
- 1-⑥ 小児医療センターでは今年度 8 つの団体が「みんなで病院を育てる会」を設けて活動している。
- 1-⑦ 周産期医療は県内 14 機関と、NICU（新生児集中治療室）は 170 床を確保している。
- 1-⑧ 関東知事会で、小児の更新手続きの簡素化を国に要望、マイナンバー利用など検討中。
- 1-⑨ 県では WEB 会議などは推進しているが、国の回答は機器購入支援など無理。
- 1-⑩ 難病対策統計については、今年はさいたま市など合わせて行っている。
- 1-⑪ 「障害者週間」記念の集いで難病の理解促進は検討していく。
- 1-⑫ 難病対策地域協議会は 9 つ設置されている、難病者がそのうち 4 つに参画している。
- 1-⑬ 難病患者雇用制度の運用について、サポートセンターで企業担当者の研修を行っている。
- 2-① ハローワークと連携している。
- 2-② 総合サポートセンターで担当者研修を行っている、ハローワークと連携していく。
- 2-③ 障害者就労支援事業のセミナーで、難病患者者就労の周知を図っている。
- 2-④ 県職員採用については、国の対象方針をみて研究していく。実現はまだ無理な環境と感じた。
- 2-⑤ 視覚障害者の就労支援は、令和元年 6 月改正の特別奨励金制度が 2 年に施行された。
- 2-⑥ 障害者雇用サポートセンターの難病患者者就労支援で、企業と難病患者の直接意見交換は現状困難。
- 3-① 障害者手帳 3 級審査は国の基準である。
- 3-② 介護保険認定は認定調査手引きを使った全国一律で、家族の立ち合いなど求めて行っている。
- 3-③ 小児から移行期医療支援センターの機能

は令和 2 年度より対応している。

- 4-① パーキングパーミットは現在 39 府県および 3 市で導入されている。
- 4-② 大宮ソニックシティは民間との共同、難病患者無料駐車は協議していく。
- 4-③ 県内公共施設駐車場は難病受給者証で無料を認めている、周知を図る。
- 4-④ 慢性疾病児地域支援協議会には当会から参画されている。
- 4-⑤ 特別児童扶養手当の継続は、1 年は様子を見ている、判定の小児科を選んでいく。発達障害との重複で継続された例ある。
- 4-⑥ 特別児童扶養手当はホームページで掲載している、小児医療センターにパンフを置き、積極的配布を対処する。
- 5-① 病児の入園受け入れは今期 4 市でモデル事業を実施。酸素療法児 3 人に 1 人の配置としている。
- 5-② 内部障害児の理解の教員研修は、令和 2 年度より体験研修としている。
- 5-③ 学校付き添いなど過度な負担について看護師など配置を進めていく。
- 5-④ 病児の高校進学で、昨年「合理的配慮が出来ない」との例があった。今年度指導していく。
- 6-①② 人工呼吸器装着者には 8 月からマスク等の優先配布している。
- 6-③ 献血数は 3~7 月減少が無いが団体・会社は厳しい環境となっている。
電話診察や処方国の特例で出来る。
- 6-④⑤ 慢性疾患児在宅オンライン学習、補助金など今期中に整備していく。
特別支援学校のオンライン学習は全て設置する。
- 6-⑤ コロナ禍の登校自粛公休は校長と判断して下さい、兄弟については学校と協議していく。
- 6-⑥ コロナ後遺症の調査は、県は行っていない、国は 8 月から始めた。
- 6-⑦ 難病患者検査の優先区分は無く、症状・濃厚接触などである。7 月から障害者施設の優先を行う。

後日加盟団体の皆様には資料を配布いたします。各団体の集会等で回答に対する意見感想聴取を行い、次年度度の要望に反映させて下さい。

政党へも要望を訴えました

県民、国民としての要望は、県議会での意見書採択を通して行う手段があります。公明党及び民主党議員団からも「県予算に対する要望」の聴取を頂き、感謝申し上げます。

公明党への要望（抜粋）

＜主要望1＞ 障害者（難病者）及び高齢者の為の交通施策について

- (1) デマンド交通制度を全市町村で導入できるように指導して下さい。
- (2) 「デマンド交通制度を障害年金受給者」にも対象を広げてください。

＜主要望2＞ 新型コロナウイルス感染症の後遺症の追跡調査について

- (1) COVID-19がME/CFSの引き金となる可能性を調べるための追跡調査を早急に開始し、ME/CFSとCOVID-19に焦点を合わせた研究をする体制を早急に整えるように、党からも国に訴えてください。
- (2) 新型コロナウイルス感染後、陰性となってからも、後遺症で「寝たきりに近い」「仕事に復帰できない」等の深刻な状況下におかれている人達が、ME/CFSを発症していないかを診断する体制を整え、さらに経済的支援体制を整えてください。

民主党への要望（抜粋）

＜主要望1＞ 従来の学校対面授業＋オンライン授業を常時の授業に組み入れてください。

- (1) 学習指導要領に上記を組み込んでください。
- (2) オンライン授業常設のため、専従教員を設けて下さい。
- (3) オンライン授業専従の教室や設備を設けて下さい。
- (4) 家庭ネット環境の補助をして下さい。
- (5) オンライン授業・感染症蔓延・災害期間の未登校を登校日数としてカウントして下さい。

＜主要望2＞ 難病患者の就労支援を充実して頂きたい。

- (1) 障害者雇用率を増やし、難病患者を含む制度とすることを国に働きかけて
- (2) 就労支援の難病患者に、指定難病受給者の他、難病診断者、および指定難病以外（リウマチなど）も含めて下さい。
- (3) 企業の障害者募集枠を増やし、「障害者および難病患者」として下さい。
- (4) 県職員採用（新卒・中間共）の際、難病患者であることが不採用条件にならない様明記して下さい。
- (5) 県職員の障害者雇用を増やし、難病患者も含めて下さい。
- (6) 市町村職員の障害者雇用を増やし、難病患者も含める様指導して下さい。
- (7) 市町村の障害者就労支援センターなど担当者に、難病患者理解を進めさせてください。

テーマ

赤い羽根共同募金助成事業

第39回 県民福祉講座

難病に負けず生き生きと美しく!

～実践的なセルフスキンケア、誰にでもできるフットケアのしかた～

2020年

10月18日(日)

13:00～16:00(受付開始12:30) セミナー2時間半、質問タイム30分

埼玉県障害者交流センター

1階 ホール

〒33-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原 3-10-1

申込締切日 10月9日(金)

定員 50名(先着順)

参加費
無料

Access **さいたま新都心駅**

東口第3バスターミナルから、交流センターへの無料送迎バスが出ています。(所要時間10分)



駅バスターミナル発車時刻

12:00 12:15 12:30 12:45 ...

※コロナ対策で発車時刻が変更になる可能性があるので、HPで最終確認してください。車の方は、交流センターの敷地内に大きな無料駐車場があります。

お申し込み、お問い合わせ

障難協 TEL 048-831-8005

お申込みは、必要事項を記入の上、メールでお申込みください。(QRコードからどうぞ!)

お申込みは電話でも受け付けます。



件名: 県民福祉講座

本文: ①氏名 ②当日連絡可能な電話番号 ③市町村名 ④病名(任意)

をご記入ください。送信 → contact_snk@tbm.t-com.ne.jp

メールアドレス

QRコード



実践的な セルフスキンケア

メイクの落とし方、顔の洗ひ方、化粧水・乳液などの塗り方、朝の洗顔、日焼け止めの塗り方

講師 河村しおり 先生



●Profile 河村しおり(スキンケア)

(一社)日本臨床化粧療法士協会代表理事 臨床化粧療法士2002年に指定難病SLEを発症し、一時は寝たきりになり、長きにわたる闘病とリハビリを経験。投薬の副作用で容姿の変貌があったが、お化粧の力で社会復帰を果たした。その経験から、身だしなみは健やかな社会生活の原点だと考えている。

誰にでもできる フットケアのしかた

その靴あなたに合ってますか?
正しい歩き方で元気に歩こう!

靴の選び方、簡単なフットケア

◆足をチェックするので、はき慣れた靴で起こしてください。

講師 横山 里子 先生



●Profile 横山里子(フットケア)

(公益)日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師 (一社)日本フットウェア技術協会 フットケアマネージャー2級資格 (一社)日本臨床化粧療法士協会化粧体指導士 さいたま市浦和区の青木内科クリニックの看護師 持ち前の明るさと歯切れの良さでファンが多い。

◆コロナ対策で密をさけるため、募集人数を少なくしています。当日はマスクを着用しておこしください。

主催 一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会(障難協)

共催 埼玉県膠原病友の会/公益社団法人 日本リウマチ友の会埼玉支部

赤い羽根
共同募金
助成事業



令和2年度 会員のための文化活動

「サククス & ちんどん太鼓」 演奏会のお誘い

埼玉県補助事業《障害者福祉推進課》

今年の会員のための文化活動は、昨年同様、障難協との合同企画で開催いたします。
今年は、日本の伝統芸能のひとつである「サククス・ちんどん太鼓」の演奏会を開催いたします。

当日は舞台と客席の間にパーティションを設置します。

新型コロナウイルス禍で自粛巣ごもり生活の中、気分転換・ストレス解消になればと思っています。

マスク着用の上お越し下さい。大勢の皆さんの参加をお待ちしております。

記

- ◆日 時：令和2年 11月22日(日) 午後1時30分～2時30分
- ◆場 所：埼玉県障害者交流センター 1階ホール
- ◆出 演：ちんどん屋1丁目1番地
- ◆費 用：無料
- ◆定 員：35名(定員になり次第締め切らせて頂きます)
- ◆締 切：11月10日(火)

■主 催：一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会
TEL & FAX 048-831-8005

■共 催：公益社団法人 日本リウマチ友の会埼玉支部

★無料送迎バス時刻 さいたま新都心駅発 12:15 12:30 12:45

★障害者交流センターの駐車場は無料です。

難病相談支援センターだより

難病相談を受けていて大切なことは、相手の気持ちを誘導せずお話を聞き切ること…それを心掛けています。そして、こちら側も相手から教えてもらう事が多くある事に気づかれます。
(相談員 松丸)

編集後記

例年は電気代を気にして夜はクーラーを切っていたのですが、さすがに連日の猛烈な暑さに負けて今年はつけて就寝。かえって快適に過ごせた気がします。急に涼しくなってきた体調を崩すことのないようみなさまどうぞ気をつけてお過ごしください。(事務局 金子)

一般社団法人 埼玉県障害難病団体協議会

＜加盟団体一覧＞

令和 2 年 5 月 30 日現在
(順不同)

No	団体名	代表者氏名
1	埼玉県膠原病友の会	万 谷 葉 子
2	公益社団法人日本リウマチ友の会埼玉支部	見 増 桃 子
3	埼玉 IBD の会（クローン病・潰瘍性大腸炎患者会）	仲 島 雄 大
4	埼玉県心臓病の子どもを守る会	柳 瀬 由美子
5	ベーチェット病友の会埼玉支部	石 井 陵 子
6	埼玉県パーキンソン病友の会	澤 田 幸 子
7	一般社団法人埼玉県筋ジストロフィー協会	金 杉 和 秋
8	東埼玉病院筋ジストロフィー保護者会	新 田 昌 弘
9	公益社団法人日本てんかん協会埼玉県支部	新 井 勝
10	全国ヘモフィリア友の会埼玉支部	井 手 忠 俊
11	日本 ALS 協会埼玉県支部	田 中 眞 一
12	全国 CIDP サポートグループ（慢性炎症性脱髄性多発神経炎）	鍛治屋 勇
13	表皮水疱症と仲間たち	薄 田 たか子
14	ペンタスの会埼玉支部 （皮膚筋炎・多発性筋炎とそれに類する疾患患者の会）	北 野 英 子
15	埼玉県後縦・黄色靱帯骨化症友の会	林 伊佐雄
16	埼玉県網膜色素変性症協会	田 村 彰之助
17	RDD 埼玉実行委員会（略称 RDD 埼玉）	仲 島 雄 大
18	ニモカクラブ（病気の子どもと家族の会）	和 田 芽 衣
19	ROHHAD 症候群日本事務局（ローハッド症候群家族会）	橋 本 恩
20	萩の会（未結成団体個人の会）	障 難 協 事 務 局

アステラス製薬は

“患者会支援活動”に取り組んでいます。

患者会活動を側面から、幅広くお手伝いするため、

2006年4月より社会貢献活動として取り組んでいます。

・公募制活動資金助成 ・ピアサポート研修

詳しくはホームページで！キーワードで検索してください。

アステラス 患者会支援

検索

【お問合せ先】アステラス製薬 患者会支援担当 電話番号 03-3244-5110

 **astellas**
アステラス製薬

明日は変えられる。

www.astellas.com/jp/